

「やっちろ保健室」運営協議会 会則

第1条（名称）本会は、「やっちろ保健室」運営協議会という。

第2条（事務所）本会は、主たる事務所を熊本県合志市に置く。

2 本会は、前項のほか、従たる事務所を熊本県八代市に置く。

第3条（目的）本会は看護師を中心に地域活動団体・各種専門家などと協力し、高齢者が増える八代地区において、高齢者が寄り添いの場をして「やっちろ保健室」を設置し、健康相談や学ぶ場所、そして安心な居場所を作り、高齢者の健康と安心を支える仕組みを作ることを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 拠点整備事業

- 1 健康に関する「相談窓口」事業
- 2 在宅医療や病気予防について「市民との学び場」事業
- 3 受け入れられる「安心な居場所」事業

(2) 上記事項に関する情報提供事業

- 1 ホームページ開設、運用事業
- 2 医療機関、行政機関、地域の民生委員や自治会長との連携事業
- 3 個人情報保護での情報取り扱い事業

(3) その他目的を達成するために必要な事業

- 1 災害発生時や復興期における高齢者に対しての健康支援をするボランティア育成事業等

第5条（会員）この任意団体の会員は、次の2種とし、全ての会員を「やっちろ保健室」運営協議会の会員とする。

- (1) 正会員 この会の運営に関与し、活動を主体的、積極的に参加する個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この会の運営や活動を支援する個人又は団体。ただし会員総会の議決権はない。

第6条（入会）会員の入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

第7条（会費）本会の入会費及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金、年会費なし。
- (2) 賛助会員 入会金、年会費なし。

第8条（退会）会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号いずれかに該当するときには、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

第9条（役員）本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監査役 1名

2 前項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

第10条（職務） 会長は、本会を代表し、その職務を総括する。

2 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

第11条（役員の解任）本会は、規定により違反または目的に反する行為があったと認めるときは、総会の議決により役員を解任することができる。

第12条（総会）本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任または解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

(5) 解散

3 総会は、正会員の4分の3以上の出席がなければ、開会することはできない。

第13条（議事録）総会の議事については、議事録を作成する。

第14条（事業年度）本会の事業年度は毎年4月1日から翌日3月31日までとする。

第15条（解散） この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

2 総会の議決により解散する場合は、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

第 16 条（変更） この会則は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の承認がなければ変更できない。

第 17 条（その他） この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

2 本会が法人格を得た時は、新たに定款を定めるものとする。

第 18 条（剰余金の非分配） 本会は、剰余金の分配を行わない。

第 19 条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 20 条（残余財産の帰属） 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

附則：

本会則は、令和 2 年 8 月 26 日より施行する。

活動方針

高齢社会において、健康に対する情報が溢れており、また近年では新型コロナウイルス感染症や自然災害による生活様式が変わることでの市民の意識や価値観、ニーズは変化し、更に情報について複雑化・多様化しています。また地域社会においても、つながりは希薄化しており相談する場が少なくなっています。

このことから、地域の中で気軽に健康に対して相談できる窓口を設置し、高齢者が安心できる場所を地域住民とともに作っていくことが重要であります。

地域での高齢者のより良い暮らしを支えるために幅広い視野を持つ看護スキルを活かして、「やっちろ保健室」を活動拠点としていくため 2020 年は「やっちろ保健室」運営協議会の体制づくりと活動の基礎づくりを進めることを目的とし、地域の住民様の一人ひとりの信頼関係を第一に丁寧に活動していきます。

会員名簿

	役職名	氏名	備考
1	代表	蓑田 由貴	
2	会員（全体指導役）	大茂 竜二	
3	会員（広報担当）	加藤 義和	
4	会員（事務職）	栗谷 美奈子	
5	会員（事務補佐）	碓山 明子	
6	監査	浅川 浩二	

会員は令和4年5月変更し、施行となる。